

飯山市 PR キャラクター「いいやま雪ん子」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 本要領は、飯山市 PR キャラクター「いいやま雪ん子」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出に関する必要な事項を定めるものとし、適切な利用を促進することを目的とする。

(対象)

第2条 着ぐるみの貸出対象は、次の各号のとおりとする。

- (1) 飯山市及びその関係団体が主催する事業またはイベントでの使用
- (2) 飯山市周辺地域の自治体、観光協会、企業等が行う、飯山市の地域振興または観光促進に寄与する事業またはイベントでの使用
- (3) その他、市長が特に認める場合

(貸出の条件)

第3条 着ぐるみの貸出は、次の各号の条件を満たす場合に限るものとする。

- (1) 貸出申請者が本要領に従い、着ぐるみの安全かつ適切な使用を誓約すること
- (2) 使用目的が飯山市の地域振興または観光促進に寄与するものであること
- (3) 使用にあたり、市の品位を傷つけるおそれのないこと
- (4) 使用にあたり、法令又は公序良俗に反するおそれのないこと

(貸出手続き)

第4条 着ぐるみの貸出手続きは、次の各号のとおりとする。

- (1) 着ぐるみの貸出を希望する者は、使用希望日の2週間前までに、市長に「いいやま雪ん子着ぐるみ貸出申請書」（様式第1号）を提出すること。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。
- (2) 貸出の可否は、貸出日、利用目的、他の予約状況等を考慮し、市長が決定するものとする
- (3) 市長は、第1項の申請があった場合、前項の規定に従い決定した内容を「いいやま雪ん子着ぐるみ貸出承認・不承認通知書」（様式第2号）により通知するものとする。

(費用)

第5条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。

(着ぐるみを借り受ける者の責務)

第6条 着ぐるみを借り受ける者（以下「借受者」という。）は、次の各号の事項を遵守するものとする。

- (1) 着ぐるみの保管及び取り扱いについては、損傷や紛失等が発生しないよう努めること
- (2) 承認を受けた目的及び内容以外には使用しないこと
- (3) 飯山市及びキャラクターのイメージを損なう行為や言動をしないこと
- (4) 使用後は速やかに返却すること
- (5) 貸出期間中に着ぐるみが損傷した場合、または事故が発生した場合は遅滞なく市長に報告すること。損傷にかかる修理及びクリーニング費用及び事故による損害賠償は、借受者の責任で対応すること

(承諾の取消し)

第7条 借受者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すものとする。この取り消しによる借受者への損害が生じた場合、市長はその責めを負わない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は市長が別に定める。

附則

1. 本要領は令和8年2月1日より施行する。

(第1号様式)

年 月 日

いいやま雪ん子着ぐるみ貸出申請書

飯山市長 あて

申請者住所（所在地）

団体名

代表者名

下記のとおり、「いいやま雪ん子」の着ぐるみを使用したいので申請します。

記

1 行事名				
2 行事の開催日時				
3 行事の目的 及び内容				
4 着ぐるみの 出演内容				
5 借受期間 (うち、使用期間)	年 月 日	～	年 月 日	(年 月 日～年 月 日)
6 連絡先	(担当者)	(電話番号)		
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 団体の概要 <input type="checkbox"/> 行事の概要が分かる資料 <input type="checkbox"/> その他 ()			

(第2号様式)

年 月 日

いいやま雪ん子着ぐるみ貸出承認・不承認通知書

(申請者名) 様

飯山市長 (氏名)

年 月 日付けで申請のあった「いいやま雪ん子」の着ぐるみ貸出申請について、
(承認 ・ 不承認) とします。

1. 承認

1 行事名	
2 行事の開催日時	
3 着ぐるみの 出演内容	
4 貸出期間 (うち、使用期間)	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日 ~ 年 月 日)
5 備考	・ 使用にあたっては、『飯山市PRキャラクター「いいやま雪ん子」着ぐるみ貸出要領』並びに別紙使用マニュアルの規定を遵守すること。

2. 不承認

理由 ()